

## 静岡市駿河区自治会連合会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、静岡市駿河区自治会連合会と称し、事務所を駿河区役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、静岡市駿河区内の学区(地区)連合町内会(連合自治会)(以下「連合会」という。)を以って組織する。

(目的)

第3条 本会は、静岡市駿河区内の連合会相互の連絡協調を図るとともに住民の融和と連帯の基本理念に立って、連合会に属する町内会・自治会の円滑な運営を促進し、以って静岡市の発展に寄与するとともに住民の福祉の増進及び住民の安全を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 静岡市自治会連合会及び各区自治会連合会相互の連絡調整に関すること。
- (2) 区内連合会等に共通する問題についての調査・研究等に関すること。
- (3) 静岡市その他行政機関・関係団体との連絡協調に関すること。
- (4) 各連合会の発展に寄与した者に対する表彰等、本会の目的を達成するために必要と認めること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1名  |
| (2) 副 会 長 | 2名  |
| (3) 会 計   | 1名  |
| (4) 常任理事  | 若干名 |
| (5) 理 事   | 若干名 |
| (6) 監 事   | 2名  |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、会計は理事の互選とする。

- 2 常任理事は各ブロックより推薦した者をあてる。
- 3 理事は各連合会長をもってあてる。
- 4 監事は評議員のうちから理事会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 常任理事は施策その他重要事項を審議する。
- (5) 理事は、本則に定める事項のほか、会務の執行運営に関することを審議する。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 前任者は特別の事情ある場合を除き、任期満了後も後任者が決定するまで職務を行うものとする。

(評議員)

第9条 本会の施策に協力して、その実行を促進するため、評議員を置く。

- 2 評議員は、各連合町内会の副会長及び会計をもって充てる。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は会長が推薦し、理事会の承認を得た者に委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は三役会、常任理事会、理事会及び総会とする。

- 2 会議は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議は各構成員の過半数の出席によって成立し、議長は出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数のときは議長が決定する。

(三役会)

第12条 三役会は必要に応じ随時開催する。

- 2 三役会は次の事項を審議する。
  - (1) 常任理事会、理事会に付議すべき事項に関すること。
  - (2) その他会務の執行に関すること。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は必要に応じ随時開催する。

- 2 常任理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 本会の事業の計画・運営に関すること。
  - (2) 理事会に付議し、総会に報告すべき事項に関すること。
  - (3) 関係機関との交渉に関すること。
  - (4) その他必要と認める事項。

(理事会)

第14条 理事会は年1回以上開催する。

2 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員を選任に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 収支予算及び決算に関する事。
- (5) その他必要と認める事項。

(総会)

第15条 総会は役員及び評議員を以て構成し、年1回開催する。

2 総会は次の事項を行う。

- (1) 会務及び会計の報告。
- (2) その他必要と認める事項。

(ブロック)

第16条 各連合会の地域間の連絡調整を図るため、本会をブロックに分ける。

- 2 各ブロックにはブロック長を置く。
- 3 ブロック長は各ブロックにおいて選任する。

(経費)

第17条 本会の経費は補助金、会費その他の収入を以てあてる。

(会費)

第18条 本会の会費は業務執行上常任理事会で必要と認めた時、理事会に諮り徴収する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運用基準)

第20条 この規約の運用基準、その他必要な事項は常任理事会において定め、理事会に付議する。

(雑則)

第21条 この規約で定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項はその都度常任理事会において決める。但し軽微な事項又は緊急を要する事項については会長が専決し、常任理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。